

現行法律は地主に有利に出来て居るから、小作人の生活安定の爲有利なる保護法を獲得せねばならぬ。

以上二案共實行方法は役員に一任する 可 決

○緊急動議

○北九州豊前方面に於て旱害秋季臨時大會開催の件

佐 保 高 説明

旱害の最も甚しき北豊前に於て小作料減免闘争の徹底と貧農の團結を固める爲に臨時大會開催を希望する。

可 決

三、秋季小作料減免闘争の件 佐 保 高 説明

會根地方では植付並に其の後の水不足で反當り一斗乃至一俵の收穫しかない悲惨な状態にある。農村救済の爲種々協議されて居るが、免稅とか補助金で幾分は救は

8

れるかも知れぬか、期待は出来ない。吾々は反當り二十圓の肥料代を請求したい、其の他收入率には徹底的闘争を開せねばならぬ。 可 決

四、農民組合戦線統一に關する件 出 原 春 次 説明

山崎農相は四十町歩の地主である。當地方の出身者で十月三日に來縣されると聞き、三日に大會を開いたが農相に何等政策難を焉か十五日に延期した由である。吾々の威力を嬉ぶ。

農民組合は左、中右と三つに分けられるが、農民を中心とする以上思想上異つてゐても實際上實戰には變りはない。只農村の中に入つてどちらか親切かと言ふことが問題である。

9